

# 農作業事故と労働安全衛生対策 —新しい動き—

令和6年10月25日  
日本農業労災学会 資料

一般社団法人 日本農業機械化協会 気多 正

# 一般社団法人 日本農業機械化協会のご案内



農作業安全  
キャラクター  
葉月このは

○**会員**：井関農機、クボタ、三菱マヒンドラ、ヤンマー  
アグリほか主要農機メーカー  
全農機商連ほか農機流通関係  
全農、全中ほか農業者団体 など

○**設立**：昭和32年

○**主要業務**

設立当時は日本農業への機械導入、そのための優良  
農機の普及

その後、機械費低減・安全問題など  
現時点では安全問題が業務の主体

# 一般社団法人 日本農業機械化協会のご案内



農作業安全  
キャラクター  
葉月このは

## ○最近の主要な業務

◆農林水産省の助成・委託などによる農作業安全への取り組み



農作業安全指導者育成

◆ロボット農機の安全使用基準策定



◆中古農業機械の査定士制度の運用



◆各種資料の頒布



安全資料  
の作成



安全ポスター



各種テキスト

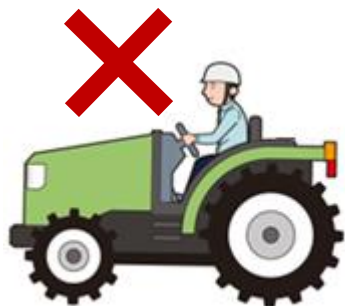
◆イベント開催



農業機械化フォーラム

# 農作業事故の要因:4つに分類(農研機構による)

「事故は人のミスで起こる」と思われがちだが・・・  
必ず、ミス以外の要因も重なっている



## 事故の要因の種類

機械や器具に関わること

機械

事故現場の環境に関わること

環境

作業・管理に関わること

作業・管理

人に関わること(ミス)



「人に関わること」以外の要因は事前に対策できる  
その上でミスを減らす努力を

# なぜ、事故が減らないのか？

農業（家族経営）は原則、**労働安全衛生関連法令の適用外**  
農業者は従業員であるとともに**経営者** → 安全確保は**自己責任**



- **事故報告義務がない**

国の調査は死亡事故のみ、人口動態調査から集計

→ 事故の**詳細が不明**、負傷事故は全国調査がない

- **的を射た対策が困難**

事故の実態がわからないので、**机上での想定**になりがち

- **法令・規則に基づいた安全対策への助言を得にくい**

安全意識が高まりにくい

- **農業分野での安全対策が未確立**

他産業では、**5S**や**KYT**など様々な取り組みが確立

# 労働安全衛生法の対象者

○対象労働者：職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者

→1日だけのアルバイトでも労働者

一方、賃金ではなく**請け負いや作業受託**であれば**非労働者**

また、「**同居の親族のみ**を使用する事業」「**事務所**」に使用される者は**除かれている**

○責務のある者：主として雇い主である「**事業主**」に**様々な義務**を課しており、労働者はどちらかということ定められたことを遵守・協力するとの立場

→本件に関しては、**対象拡大の検討が行われている**  
(後述)

# 労働安全衛生法に基づく安全対策の強化 1

## 「雇入れ時教育」

### 〔雇入れ時教育の項目〕

- 1 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能・取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検

今までは農業は省略可 →

**令和6年4月1日から省略規定が廃止され、全業種に義務化**

- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- 6 整理、整頓及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置・退避
- 8 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

**5～8は以前から義務**

### 【これまでも省略できなかった業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

※ただし、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

# 雇入れ時教育の実際

## ○農林水産省が事業主が労働者に示す「リーフレット」及び事業主が自ら読むべき「パンフレット」を作成、HPに公開

### 労働者向けリーフレット 抜粋

### 農作業安全を 学びましょう

労働安全衛生関係法令では、労働者が従事する業務により労働災害に被災しないよう、働く場の環境、取り扱い機械設備や材料の持つ危険性や有害性を知らせるほか、安全な作業手順などを教育しなければならないとしています。本リーフレットは、よくある災害事例を紹介しつつ、農作業を安全で衛生的に行うために最初につけるべき事項をとりまとめたものです。



近年、農作業中の死亡事故者数は年間 250 人程度で推移しています。就業者 10 万人当たりの死亡者数も増加傾向にあり、危険とされている建設業を上回り、他産業との差が拡大傾向にあります。また、死亡事故を要因別にみると、農業機械作業に係る事故が全体の 7 割を占める状態が継続しています。

そのような中、今後、農業経営の法人化や農業支援サービス事業の利用が拡大していく現在、不慣れた未熟練労働者が農業機械作業などリスクの高い業務に従事することが想定されます。

このため、使用する機械・設備の危険箇所や使用する資材の有害性を労働者に周知するとともに、災害事例を踏まえ、正しい作業方法を教育する必要があります。

### 3 刈払機の取り扱いには、作業の安全に配慮した 服装および保護具の着用が必要です



《災害事例》 刈払機の使用時、キックバックして（はね返って）他の労働者に刃が当たる

・作業時は、フェイスガード、防振手袋、すね当て及び滑りにくい作業靴（斜面ではスパイク付き作業靴等）を着用しましょう。

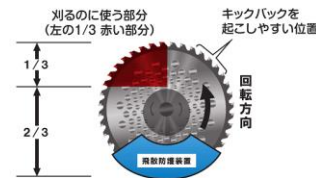
・作業開始前に、刈刃に損傷や変形がないか確認し、不良があれば速やかに管理者へ報告しましょう。また、刈刃の近くにある飛散防護装置が適切な位置にあることを確認しましょう。

・石や空き缶等に刈刃が接触すると、思わぬ方向に飛んで大変危険なため、作業場所に落ちている石、空き缶等を作業開始前に調べて取り除きましょう。

・作業するにあたって定めた作業手順、担当場所を守り、周囲の人と接近しないようにしましょう。

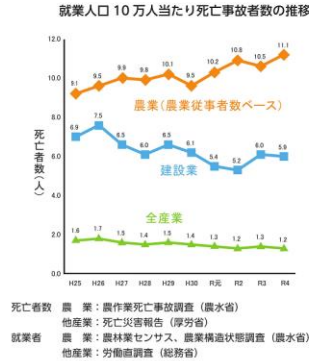
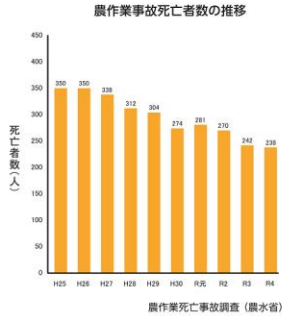
・作業者へは離れた所から声をかけたり、手を振る等あらかじめ決めておいた合図をして、確実に作業中断したことを確認してから近づきましょう。

・公道に面する場所などでは、石などの飛散時のガード対策を取りましょう。





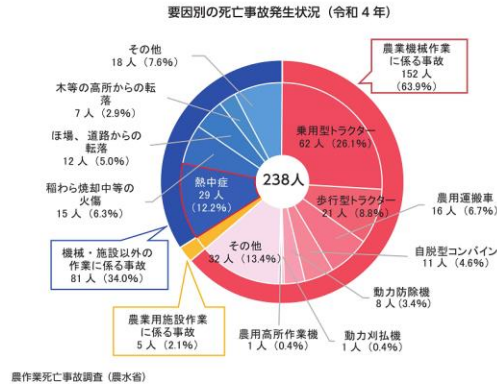
# 雇入れ時教育の実際 続き



【労働者へ追加で伝えるべきこと】

令和4年の農業での死亡者数は、238人を数え、就業者10万人当たりの死亡者数は、建設業が5.9人であるのに対し、農業では11.1人を数えています。農業では、多くの危険な作業があることを自覚し、この教育を受けてください。

この教育は皆さんの安全と衛生を確保するための最低限のものです。機械を使用するとき、危険・有害な物を取り扱うときや、これまで経験したことのない作業を行うときは、改めて教育を行います。



## 6 転倒災害など乗用型トラクター等による災害が多発しています



《災害事例》 ほ場から公道への坂道でスピードを出しすぎて横転する



《災害事例》 収穫の位置変えのためコンバインを後退したところ、補助者に激しく当たる

- ・乗車する前に安全フレームを立てましょう。
- ・ほ場の外では、左右の独立ブレーキペダルを連結しましょう。
- ・シートベルトを必ず装着しましょう。
- ・運転席以外の場所に人を乗せてはいけません。
- ・ほ場から出る際は、決められた箇所をゆっくりと上りましょう。装着する作業機によって前後バランスが悪くなる場合は、フロントウェイトを装着して前後バランスを改善しておく必要があります。
- ・路肩が崩れることもあるので、路肩に近づきすぎないようにしましょう。路肩にボールを立てたりするのも効果的です。
- ・エンジンをかける、作業機に動力をつなぐ、発進する等の際は、安全確認のため、声をかけあう、警報器をならす等の合図をしましょう。
- ・運転席からは見回しても車体の陰で見えない場所（これを「死角」と言います）がありません。周囲に人がいないことを乗車前に確認しましょう。

### 【事業者としての留意事項】

乗用型トラクターなどの農業機械の運転者を保有資格等で制限しているときは、他の者には運転させないようにしましょう。

路肩からの転落を防止するためには、路肩にボールを立てることで、運転者に危険箇所を見えるようにすることが効果的です。このような対策を「安全の見える化」といいます。

大型の機械に補助者を付けて動かすときには、運転者の死角となる箇所を全員で確認し合しましょう。

※ 【注意事項】 3から6までは、災害の多い作業などを取り上げて、教育内容を示しています。事業場内で他の危険・有害な作業があるときは、作業の手順、方法を別に教育する必要があります。

# 労働安全衛生法に基づく安全対策の強化 2

## 「特別教育」など

### ○特別教育とは

法に基づき「危険又は有害な業務で、省令で定めるもの」については、「安全又は衛生のための特別な教育を行わなければならない」との規定。

○義務の対象者：事業主（雇用主）→罰則も事業主

○現行の対象：計41の業務（省令号数でカウント）

【例】

研削といしの取替え、荷重1 t未満のフォークリフト運転、伐木等機械の運転、チェーンソーによる立木伐採、機体重量3 t未満のブルドーザー等運転、小型ボイラー取扱、荷重5 t未満のクレーン（移動式を除く）等運転、玉掛業務（1 t未満のクレーン等）、酸素欠乏危険場所における作業の業務、エックス線等による透過写真の撮影業務、空気圧縮機による自動車（2輪を除く）のタイヤ空気充てん業務、一定条件下でのフルハーネス（墜落防止器具）を用いる業務等

# 特別教育を含む検討を開始

○厚生労働省に「農業機械の安全対策に関する検討会」が設置され、2月13日に第1回の会合が行われた。関係者ヒアリング等を経て、9月3日第6回まで実施済み。来年3～5月頃中間取りまとめ予定。検討終了時点は未定。

○第1回会合で示された論点素案の概要

## 【規制対象】

**乗用型トラクター、コンバイン、スピードスプレヤー、農用高所作業機、農用運搬車**（ただし再検討を示されている）

## 【規制の内容】

- ・ **特別教育の実施**
- ・ **構造に係る措置**（前照灯、シートベルト等）
- ・ **使用等に係る措置**（作業指揮者、保護帽、検査点検補修等）

## 【その他】

周知期間、特別教育の内容・時間、科目の省略等も検討

# 労働安全衛生法による資格等の種類(主として機械)

		免許	技能講習	特別教育	特別教育に準ずる教育
根拠		安衛法(対象機種は政省令で規定)	安衛法(機種毎の講師資格等は法定、対象機種詳細は政省令で規定)	安衛法(対象機種は省令で規定)	局長通達
対象機種	【大きさで区分の例】				
	床上操作式クレーン 移動式クレーン フォークリフト 車両系建設機械 不整地運搬車 高所作業車 ※このほかにも例あり	— 荷重 5t以上 — — — —	荷重 5t以上 荷重 5～1t 荷重 1t以上 機体重 3t以上 積載重 1t以上 床高さ10m以上	荷重 5t未満 荷重 1t未満 荷重 1t未満 機体重 3t未満 積載重 1t未満 床高さ10m未満	— — — — —
	【各制度単独の例】	発破、ボイラー(技士・溶接士・整備士)、潜水器ほか ※このほかにも例あり	ガス溶接ほか	伐木等機械、走行集材機械、チェーンソー、建設用リフト、ゴンドラほか	刈払機ほか
教習の実施		免許発行は厚労省、ただし一部に厚労省の登録を受けた教習所での教習で試験免除の規定あり	厚労省の登録を受けた教習所で実施 (全国登録教習機関協会会員数約200)	事業者が行う (実際には多数が教習所で行われている)	事業者・団体等が行う (実際には教習所で行われていることも多い)
講師資格		教習の講師は法令で定められている(当該機種の5年以上の管理監督など)	法令で定められている(学歴、当該機種の経験〇〇年以上など)	特に規定なし (実際には団体で講師養成が行われている)	通達で「安全衛生コンサルタント、安全衛生士…」等と指定
罰則		あり	あり	あり	なし

※衛生管理者、作業主任者に関する事項等は省いた

# 実際の特別教育例(荷重1t未満のフォークリフト)(1)

## ○ 学科教育

科目	範囲	時間
フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置及び走行に関する附属装置の構造並びにこれらの取扱い方法	二時間
フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの荷役装置、油圧装置(安全弁を含む。)、ヘッドガード、バックレスト及び荷役に関する附属装置の構造並びにこれらの取扱い方法	二時間
フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重量 重心及び物の安定 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

## ○ 実技教育

科目	範囲	時間
フォークリフトの走行の操作	基本走行及び応用走行	四時間
フォークリフトの荷役の操作	基本操作 フォークの抜き差し 荷の配列及び積重ね	二時間

上記表に「掲げる時間以上行うこと」と「安全衛生特別教育規程」(昭和47年労働省告示第92号)で定められている。

# 実際の特別教育例(荷重1t未満のフォークリフト)(2)

## ○自社での教育実施

特別教育実施は事業者の責務であり、**自ら実施するのが原則**。ただし講師等は外部依頼して可。  
実施記録は3年間保存義務。

## ○教習所での教育実施

業種によって状況は異なるようであるが、実際には自社で教育を企画実施するのではなく、**教習所で開講されている特別教育のコースを受講することが一般的**に行われている。



市販テキストの例 261ページ

# 実際の特別教育例(荷重1t未満のフォークリフト)(3)

## ○教習所の例 コマツ教習所、全国14ヵ所、建機主体

**講習のご案内** **KOMATSU**

**コマツ教習所株式会社**  
**神奈川県センター**

令和5年 令和6年  
**4月～3月**

〒210-0818 神奈川県川崎市川崎区中瀬 3-20-1 **TEL 044-287-2071** **Fax 044-287-2074**

**技能講習** 11種類

**特別教育** 15種類

**安全衛生教育** 9種類

**免許教習** 2種類

臨時開催・出張講習等(技能講習・免許教習を除く)はご相談ください。  
※ご希望にあわせ検討させていただきます。



**PC スマホ から** **24時間いつでも予約OK!** **先着順**

コマツ教習所 神奈川県センター **検索**

<https://www.komatsu-kyushujo.co.jp/kanagawa/>

予約 ▶ 必要書類の提出 ▶ 受講票の受取り ▶ 受講料の振込

平成10年に開設された当センターは、川崎大師が近く、電車・自動車ともにアクセスが良好です。お客様のニーズに合ったものを選び頂けるよう、幅広い講習を実施しております。作業に携わる皆様方の身近な教育機関として、切めての方も一人様でも安心して受講ができるよう親切で気さくな講師陣&スタッフ一同が皆様をお待ちしております。



- アクセス**
- 電車でお越しの方  
京浜急行大師線「東門前」駅下車徒歩5分(改札口を出て左へ、信号を渡って直進)
  - 車でお越しの方  
【東京方面・横浜方面から】首都高速横羽線・大師出口

### 受講要件等と受講費用

※全て消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)	助成金対象	
小型移動式クレーン 登録番号: 神基登録 第167号	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■積置装置運転士免許を有する方	47,800	2,200	50,000	○	
		20H	■受講要件はありません	52,800	2,200	55,000	○	
床上操作式クレーン 登録番号: 神基登録 第170号	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■積置装置運転士免許を有する方	56,295	1,705	58,000	○	
		20H	■受講要件はありません	61,295	1,705	63,000	○	
		15H	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■積置装置運転士免許を有する方	22,800	2,200	25,000	○	
玉掛け 登録番号: 神基登録 第169号	15H	3日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■積置装置運転士免許を有する方	22,800	2,200	25,000	○	
		19H	■受講要件はありません	27,800	2,200	30,000	○	
はい作業主任者 登録番号: 神基登録 第313号		12H	2日	※21歳以上の方。受講申込書に事業主経歴証明が必要で す。 ■はい付または、はいくすの作業に3年以上従事された 経験を有する方	21,405	1,595	23,000	-

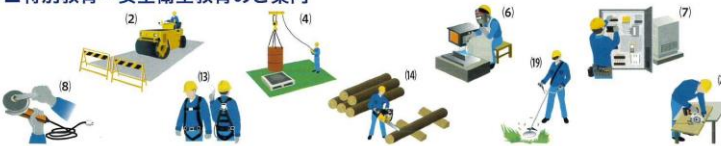
  

免許教習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料(円)	テキスト代(円)	学習資料(研修費)(円)	合計(円)	助成金対象
移動式クレーン運転実技教習 登録番号: 神基登録 第102号	23H 実技	6日	■18歳以上の方	138,000			138,000	○
		6日	■18歳以上の方	138,000	6,100	8,800	152,900	○
クレーン運転実技教習 登録番号: 神基登録 第103号	23H 実技	6日	■18歳以上の方	138,000			138,000	○
		6日	■18歳以上の方	138,000	6,100	8,800	152,900	○

※受講費用は税込。テキスト代も含まれております。

区分	No.	種類	コース	日数	講習対象	受講費用(円)	助成金対象
特別教育	01	小型車両系建設機械(整地等3t未満)の運転の業務	13H	2	修了講習が20未満の非特殊建設機械(掘削・運搬・掘込み及び掘削用)の運転業務	19,000	○
	02	ローラーの運転の業務	10H	2	締りめ用機械(ローラー)の運転業務	19,000	○
	03	フォークリフト(1t未満)の運転の業務	12H	2	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転業務	19,000	○
	04	クレーン(5t未満)の運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5t未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転業務	19,000	○
	05	高所作業車(2~10m未満)の運転の業務	9H	2	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務	20,000	○
	06	アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断等の業務	26,000	○
	07	電気取扱業務(低圧)	14H	2	交流600V以下の充電電路の殺菌や修理・開閉等の業務	21,000	○
	08	研削といし等の取扱等々の業務(自由研削用)	6H	1	自由研削といし等の取扱または取扱え時試験運転の業務	15,000	○
	09	酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	15,000	○
	10	粉じん作業	4.5H	1	粉じん層防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	15,000	○
	11	巻上げ機の運転の業務(ワインチ)	10H	2	ワインチを使う業務	18,000	○
	12	足場の組立て等の業務	6H	1	足場の組立て等の業務	16,000	○
	13	緊急停止装置のうちのフルハーネス等を用いた業務	6H	1	フルハーネス等緊急停止装置を用いる業務	15,000	○
	14	電気工事員取得後(化学等の業務(チェーンソー))	19H	3	チェーンソーによる伐木等の業務	25,000	○
安全衛生教育	01	電気設備等の整備の業務	7H	1	電気設備等の整備業務(電線工/ケーブル工/メーン工)と内務です	14,000	○
	02	高度吊り降機(掘削・掘込み及び掘削)運転業務者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	14,000	○
	03	フォークリフト運転業務教育者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	14,000	○
	04	玉掛け業務者安全衛生教育	5H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	14,000	○
	05	刈払機取扱作業安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方	15,000	○
	06	チェーンソーの取扱と取扱者に対する危険防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の園芸用工具を使用する作業に従事される方	13,000	○
	07	職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を指導監督する方。新たな職務につくことになった職長・安全衛生責任者	24,000	○
	08	有機溶剤業務者(基準第337号)安全衛生教育	4.5H	1	有機溶剤業務に従事される方	15,000	○
09	丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	丸のこ等を取扱う作業に従事される方	13,000	○	
10	溶接運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全衛生教育	5H	1	溶接運搬機械等によるはい作業に従事されている方	13,000	○	

**特別教育・安全衛生教育のご案内**



# 実際の特別教育例(荷重1t未満のフォークリフト)(4)

## ○教習所の例 続き:前ページの一部拡大

※受講費用は税込み・テキスト代も含まれております。

区分	No.	種類	コース	日数	講習対象	受講費用 (円)	助成金 対象
特別教育	(1)	小型車両系建設機械（整地等3t未満）の運転の業務	13H	2	機体質量が3t未満の車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の運転業務	19,000	○
	(2)	ローラーの運転の業務	10H	2	締固め用機械（ローラー）の運転業務	19,000	○
	(3)	フォークリフト（1t未満）の運転の業務	12H	2	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転業務	19,000	
	(4)	クレーン（5t未満）の運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5t未満のクレーン（移動式クレーンを除く）の運転業務	19,000	○
	(5)	高所作業車（2～10m未満）の運転の業務	9H	2	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務	20,000	○
	(6)	アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	26,000	○
	(7)	電気取扱業務（低圧）	14H	2	交流600V以下の充電回路の敷設や修理、開閉器の操作の業務	21,000	○
	(8)	研削といしの取替え等の業務（自由研削用）	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時試運転の業務	15,000	○
	(9)	酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	15,000	○
	(10)	粉じん作業	4.5H	1	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	15,000	○
	(11)	巻上げ機の運転の業務（ウインチ）	10H	2	ウインチを使う業務	18,000	○
	(12)	足場の組立て等の業務	6H	1	足場の組立て等の業務	16,000	○
	(13)	墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務	6H	1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いる業務	15,000	○
	(14)	令和2年8月改正 伐木等の業務（チェーンソー）	18H	3	チェーンソーによる伐木等の業務	25,000	
	(15)	電気自動車等の整備の業務	7H	1	電気自動車整備 ※建設機械、電動式バッテリーフォークリフトをメインとした内容です	14,000	
安全衛生教育	(16)	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方（おおむね5年ごと）	14,000	○
	(17)	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方（おおむね5年ごと）	14,000	
	(18)	玉掛業務従事者安全衛生教育	5H	1	技能講習を修了された方（おおむね5年ごと）	14,000	○
	(19)	刈払機取扱作業安全衛生教育	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	15,000	
	(20)	チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	13,000	
	(21)	職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長・安全衛生責任者	24,000	
	(22)	有機溶剤業務従事者（基発第337号）安全衛生教育	4.5H	1	有機溶剤業務に従事される方	15,000	
	(23)	丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	丸のこ等を取扱う作業に従事される方	13,000	
	(24)	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	5H	1	荷役運搬機械等によるはい作業に従事されている方	13,000	



# 構造に関する規定

## 【メーカー等への義務付け】

前例では機種危険度によって、**製造許可**が必要なもの、**型式検定**が必要なもの、**自己確認**でいいが規格合致を義務付けているもの、**特に決まりのないもの**等さまざまな形がある。

→**農業機械がこれらのどの形であるかは今後の検討**

## 【事業主への義務付け】

**上記とは別に**、労働者に機械を使わせる場合に**義務付けている項目**がある。フォークリフトを例にすると以下のとおり。

- (1) 前照灯及び後照灯：これらの設置義務。ただし、「必要な照度が保持されている場所」においては、省略可。
- (2) ヘッドガード：設置義務。ただし、「危険を及ぼすおそれのないとき」は、省略可。ヘッドガードには強度、サイズに関する規定あり。
- (3) バックレスト：設置義務。ただし、「危険を及ぼすおそれのないとき」は、省略可。

→**農業機械への規定内容については今後の検討**

# 使用上の措置に関する規定

○個々の機械等について、**使用上の措置**に関する決まりがある。  
フォークリフトを例に、その一部を記載すると以下のとおり。

1. 作業計画：場所の広さ・機械の種類・荷の種類等に応じた計画を作成すること
2. 作業指揮者を設置すること
3. 運転席から離れる場合：フォークを最低位置に置く、原動機を止める等
4. 機械の積卸しに道板・盛土等を使用するときは十分な幅・強度、適当な勾配とすること
5. 搭乗の制限：乗車席以外への搭乗はしないこと
6. 主たる用途以外の使用の制限：労働者の昇降等、用途以外に使用しないこと
7. 許容荷重その他の能力を超えて使用しないこと
8. 点検：その日の作業開始前に次の事項の点検を行うこと  
①制動装置等 ②油圧装置等 ③車輪 ④前照灯、後照灯、方向指示器、警報装置
9. **定期自主検査(1年毎)** ※一定の有資格者又は検査業者が行う必要がある  
①圧縮圧力その他原動機 ②デファレンシャルその他動力伝達装置 ③タイヤその他走行装置 ④かじ取り車輪の回転角度その他操縦装置 ⑤ブレーキドラムその他制動装置  
⑥フォーク、チェーン等荷役装置 ⑦油圧ポンプその他油圧装置 ⑧電気系統 ⑨車体、灯火装置、計器等
10. **定期自主検査(1月毎)**  
①制動装置、クラッチ、操縦装置 ②荷役装置、油圧装置 ③ヘッドガード等

→**農業機械への規定内容については今後の検討**

# 本措置の対象者労働者(1)

---

○「同居の親族のみを使用する事業」は除かれている  
→子供が別居していても親と一体的な農業経営を行っている場合は同居扱いとみなされる？

その他、農業には様々な雇用や請け負い、協業等の形態があり、整理が必要

# 本措置の対象者労働者(2)

農林水産省統計

令和5年 農業構造動態調査

1 全国農業地域別

(1) 農業経営体

ケ 雇用者数

常雇い：年間7ヵ月以上の契約で雇われた人

単位：千人

全 国 農 業 地 域	雇用者			常雇い			臨時雇い		
	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
全 国	1,774.4	993.0	781.3	156.8	79.1	77.6	1,617.6	913.9	703.7
北海道	174.1	90.5	83.6	15.2	9.2	6.0	158.9	81.3	77.6
都府県	1,600.1	902.5	697.7	141.6	70.0	71.7	1,458.5	832.5	626.0
東北	414.1	236.7	177.4	19.1	10.5	8.6	395.0	226.2	168.8
北陸	111.5	72.7	38.9	7.0	3.1	4.0	104.5	69.6	34.9
関東	322.9	186.5	136.5	41.5	20.7	20.9	281.4	165.8	115.6
東海	110.6	44.8	65.8	16.4	6.2	10.2	94.2	38.6	55.6
近畿	149.2	89.7	59.6	6.6	3.4	3.3	142.6	86.3	56.3
中国	92.5	60.5	32.0	11.5	6.0	5.5	81.0	54.5	26.5
四国	66.9	34.5	32.4	9.0	4.6	4.4	57.9	29.9	28.0
九州	326.2	173.1	153.1	29.4	14.9	14.5	296.8	158.2	138.6
沖縄	6.3	4.2	2.2	1.0	0.6	0.5	5.3	3.6	1.7

「常雇い」が全員対象ではない(機械作業をしない人も多い)一方、  
「臨時雇い」160万人のなかにも対象者はそれなりにいると思われる。

# 労働安全衛生法に基づく安全対策の強化 3

## 「個人事業者への法の適用拡大」

- 厚生労働省「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」が昨年10月、報告書を取りまとめ。
- 令和3年5月に石綿作業従事者等による国家賠償請求の最高裁判決があり、「労働安全衛生法第22条は、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨である」との判断がなされ、一部関係省令の改正が既になされているが、同条以外の規定について労働者以外への対応を検討したもの。
- 当該検討は、「**労働者で行うのと類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべき**」との考え方のもと、**個人事業者自身・就業場所の管理者・仕事の注文者等が講ずべき措置を整理したもの。**

### 労働安全衛生法

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 2 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 3 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 4 排気、排液又は残さい物による健康障害

# 「個人事業者への法の適用拡大」続き(1)

- 前ページの検討会報告等を受け、厚生労働省労働政策審議会安全衛生分科会が「個人事業者等に対する安全衛生対策について」を検討中。

第166回分科会(令6年9月6日)の資料では、次のような記述がされている。

- 労働安全衛生法において保護対象や義務主体とする「**個人事業者**」の**範囲**は以下のとおりとしてはどうか。
  - ・ 労働者を使用しない。
  - ・ 法人、非法人(個人)かは問わない。
  - ・ 請負契約や業務委託契約のような契約の有無は問わない(=**農家、芸術家なども含む**)

《委員からのご指摘のうち、新たな論点としてご議論いただきたいもの》

○**家族従事者**の中には、中小事業主と同様に個人事業者や労働者と類似の作業を行う者もいるが、こうした方々について、**どのように取り扱うのか**。

- 労働安全衛生法で「個人事業者等」を**保護し、又は規制**するに当た**った考え方**  
個人事業者等自身に措置を求める場合  
○労働安全衛生法が労働者の安全や健康の確保を通じた**労働者保護を主目的**としていることを踏まえれば、個人事業者等自身に措置を求めるのは**労働者と同じ場所で就業する場合**とすることが**適当ではないか**。

# 「個人事業者への法の適用拡大」 続き (2)

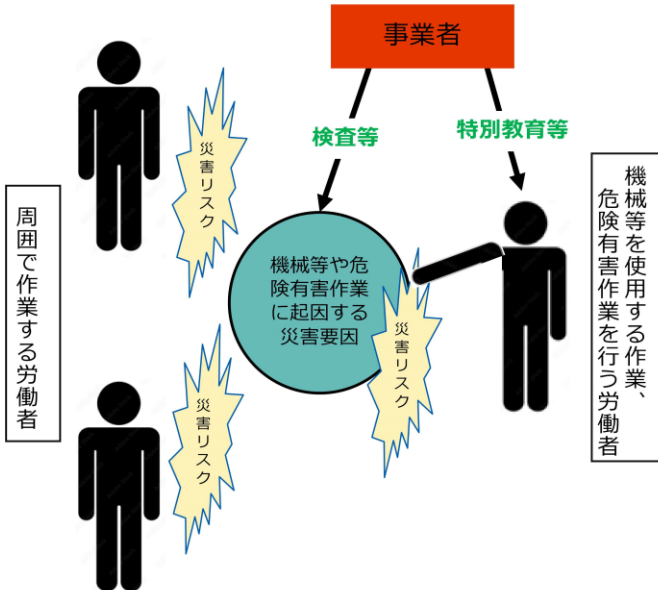
## 第166回分科会 (令6年9月6日) の資料 一部抜粋

(参考) 危険有害作業等を行う個人事業者等に措置を義務付ける必要性 (イメージ)

### 基本的な考え方 (イメージ図)

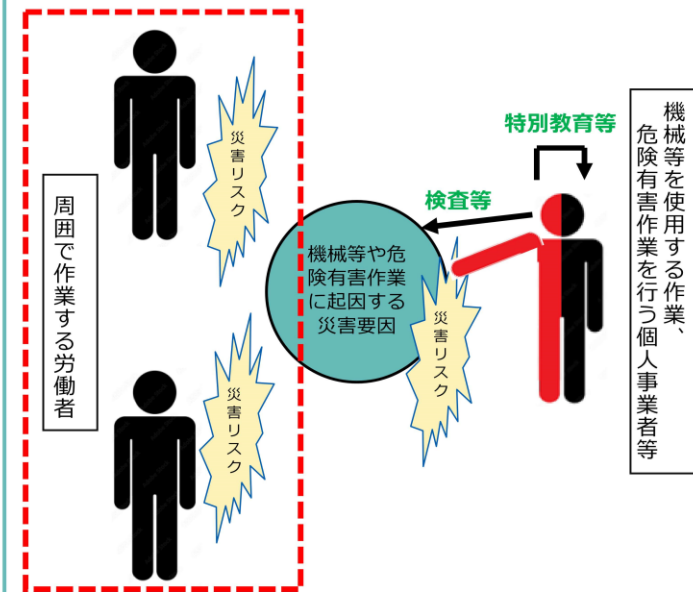
#### 事業者が講ずる措置についての考え方 (現行法)

事業者は、「機械等を使用する作業、危険有害作業を行う労働者」だけでなく、「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から機械の使用禁止等の措置を実施



#### 個人事業者等に新たに義務付ける措置の考え方

「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から、個人事業者等は、事業者に義務付けられている措置と同一の範囲の措置を講ずる必要があるのではないか



黒が保護対象者  
赤が主として義務を負う者

→ 家族経営農家が自分たちだけで作業する場合は除かれると思われる： 今後、審議会答申を経て法改正が想定される